

規制値を計算する際に考慮する年齢区分等について

1. 経緯及び現状

食品安全委員会の食品健康影響評価書においては、小児の期間は成人よりも放射線による健康への影響を受けやすい可能性が言及されている。現在の暫定規制値では、年齢区分別（「成人」、「幼児」、「乳児」）の平均的な年間食品摂取量と年齢区分別の線量換算係数を用い、介入線量に相当する食品中の放射能濃度限度値（以下、「限度値」という）を年齢区分別に算出し、厳しい限度値を全年齢に対する規制値として運用することにより、年齢区分への配慮を図っている。（図1）

図1 暫定規制値(放射性セシウム)の計算における年齢区分の考慮の考え方

「成人」、「幼児」、「乳児」それぞれの摂取量や換算係数が異なることに配慮し、年齢区分別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用



2. 新たな規制値における方針（案）

新たな規制値についても、引き続き同様な方法で限度値の算定を行い、年齢区分への配慮を行うことに加え、以下のような、よりきめ細やかな年齢区分等への配慮を行う。

- ① 「1歳未満」、「1～6歳」、「7～12歳」、「13～18歳」、「19歳以上」の5つの年齢区分に分けて評価を行う。
- ② 「13～18歳」「19歳以上」については、男女差により摂取量に大きな違いがあるため、男女別に評価を行う。